# 公益社団法人熊谷市シルバー人材センター職群委員会設置及び運営規程

平成24年　4月　1日
規　程　第　5　号

公益社団法人熊谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は事業推進にあたり、職群委員会（以下「委員会」という。）を設置し、仕事の区分に応じた職群及び職群班の組織活動をもって運営する。

（定　義）

第１条　委員会は、職群及び職群班全体を統括し、円滑な事業運営を図るものとする。

２　職群及び職群班は、委員会のもとに、各班において必要な事項の検討および実施の対策を図るものとする。

（目　的）

第２条

委員会と職群及び職群班は、会員の自主・自立、共働・共助のもとに協力と親睦を基本とした安全・適正就業の遂行および技術等の向上と会員の育成を促進することにより事業効果を高めることを目的とする。

（組　織）

第３条

(1) 委員会と職群及び職群班は職種ごとに必要に応じて編成する。（別表）
(2) 職群及び職群班の名称は、編成の際設定するものとする。
(3) 職群及び職群班は状況に応じて改編する。
(4) 会員の希望または就業状況によって、各職群班に登録及び変更するものとする。

（委員等）

第４条

(1) 職群活動を円滑に推進するため、職群には委員を、職群班には班長を置くものとする。ただし、必要に応じて副班長を置くことができる。
(2) 委員及び班長等は、班員の数および職群の特徴等を勘案して各職群から選出し、理事長が委嘱する。
(3) 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の中から互選する。
(4) 委員及び班長等の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

(5) 補欠の場合は、前任者の残任期間とする。
(6) 副委員長は委員長を、副班長は班長を補佐し欠員等が生じたときはその職務を代理する。

（任　務）
第５条
委員および班長等はセンターおよび事業部会と密接な連携を保ちながら、次のことを行う。
(1) センター事業の目的の周知、会員相互の自主性を高め各就業の推進。
(2) 安全・適正就業の実施。
(3) 会員確保および後継者の育成。
(4) 技術、技能の習熟と向上のための研修。
(5) 安全・適正就業委員会との連携。
(6) 班員の提案等の取りまとめ、調整。
(7) 仕事の手順・方針の徹底。
(8) その他必要な事項。

（会　議）
第６条
(1) 委員会の開催は、委員長が必要と認める場合に開催する。
(2) 委員会の運営は、委員長があたる。
(3) 職群及び職群班は、自主的に班員の意思疎通と安全・適正就業を図るため、適宜職群（班）会議を開催する。

（補　則）
第７条
この規程に定めのない事項については理事会で定めるものとする。

附　則
１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
２　この規程の制定に伴い、平成１７年４月１日施行の「職群班設置基準」、「職群班の班長の任命に関する規程」、「職群班長会議規則」は廃止する。